

くにたち未来寄附特典品協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くにたち未来寄附の寄附者に対し、国立市（以下「市」という。）が贈呈する商品又は役務(以下「特典品という」。)を提供する協力事業者（以下「特典品協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特典品協力事業者の要件)

第2条 特典品協力事業者の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特典品協力事業者として適当でないと認める者については、この限りではない。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場のいずれかがある企業、団体若しくは個人事業者であること。
- (3) 代表者等が、国立市暴力団排除条例（平成25年12月国立市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 市がくにたち未来寄附に係る事務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）とくにたち未来寄附に対する特典品の提供に係る契約を締結できること。

(特典品の要件)

第3条 特典品協力事業者が登録することができる特典品は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条各号に規定する基準を満たす特典品であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特典品として適当でないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 市の魅力を体感できるものであり、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 品質及び数量について、安定した供給が可能であること。この場合において、期間限定又は数量限定の特典品については、当該期間内又は数量内での安定した供給が見込めるものに限る。
- (3) 発送日から7日以上賞味期限が確保できること（特典品が飲食物の場合に限る。）。
- (4) 発送日から6月以上の有効期限が確保できること（特典品が役務の場合に限る。）。

(特典品の相当金額の設定)

第4条 くにたち未来寄附に係る寄附金額に応じた特典品の相当金額は、地方税法（昭和25年法律第226号。）第37条の2第2項第1号又は第314条の7第2項第1号に規定する額の範囲内において、市長が定めるものとする。

(個人情報取扱い)

第5条 特典品協力事業者は、特典品に係る個人情報の取扱いについて、国立市個人情報保護条例(平成14年国立市条例第36号)及び関係法令を遵守するものとする。

(特典品の取扱いの中止)

第6条 市は、特典品協力事業者が第2条の要件を満たさなくなった場合、又は、第3条の要件を満たさない特典品を登録した場合、当該特典品協力事業者の提供する特典品の取扱いを中止することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年5月25日から施行する。